

**令和6年度**

**市有財産一般競争入札実施要項**

目 次

1 売払物件	2
2 入札参加者の資格	2
3 入札参加の手続等	3
4 入札保証金	3
5 入札方法及び落札者の決定方法	4
6 契約締結	4
7 契約保証金	4
8 売買代金の支払方法	4
9 所有権の移転等	5
10 契約に付する条件	5
11 その他	5
12 フローチャート	6
13 市有財産入札参加申込書	7
14 委任状	8
15 入札書	9
16 入札心得	13～14
17 物件調書	15～21

# 市有財産の一般競争入札実施要項

## 1 売払物件

売払 番号	所在地 (住居表示)	地目	面積(m <sup>2</sup> ) (坪)	都市計画 用途地域	建 ぺ い 率 容 積 率 (%)	入札の方法	最低入札価格 (円)
1	白河市蛇石 77 番 5	宅地	1382.29 (418.14)	第一種 住居	60 200	郵便入札	12,465,900
2	白河市大手町 4 番 3	宅地	320.41 (96.92)	商業地域	80 400	郵便入札	12,587,000
3	白河市金勝寺東 172 番 21	宅地	229.35 (69.37)	無指定 地域	60 200	郵便入札	4,357,000

## 2 入札参加者の資格

次に掲げる以外の方を入札参加資格者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者
- (4) 正当な理由がなくて契約を締結せず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後 2 年を経過しないもの
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (6) 白河市が定める不動産一般競争入札心得の内容を承諾せず、又は順守できない者
- (7) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

### 3 入札参加の手続等

(1) 入札参加の説明及び書類の配布、申込受付等

①期間

令和6年8月1日(木)から令和6年8月30日(金)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

②場所

白河市役所 総務部 財政課 管財係

〒961-8602 白河市八幡小路7番地1

(2) 手続方法

入札参加希望者は、本市指定の「**一般競争入札参加申込書** (以下「申込書」という)」に記名(共有の場合は連名)・押印(使用印鑑は印鑑登録のあるもの)のうえ、必要書類を添えて持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、**8月30日**までの消印のあるものを有効とします。

(3) 添付書類

ア. 個人 住民票(外国人の場合は外国人登録済証明書)、印鑑証明書

イ. 法人 商業登記簿謄本、印鑑証明書

ウ. 共有 全員の住民票、印鑑証明書、委任状

エ. 誓約書

(注)・添付書類は各1通で、証明書は発行後3カ月以内のものとしします。

・提出書類の作成に要する費用は、申込者負担とします。

・提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しません。

(4) 留意事項

①落札者への物件の引渡しは、**現状有姿**で行います。市では、本件土地の境界測量及び境界杭の明示は行ないません。また、現地での説明(案内)は行いませんので、入札参加者は事前に必ず現地の確認をしてください。

②入札参加者は、「市有地売払公示書」、本要項及び「白河市郵便入札実施要領」を熟読のうえ、入札にご参加ください。なおご不明な点がございましたら財政課管財係までお問い合わせください。

### 4 入札保証金

(1) 入札参加者は、白河市財務規則第114条の規定により入札保証金を納めなければなりません。

(2) 入札保証金の額は、売払物件ごとに下記の表のとおりとする。

売払番号	所在地(住居表示)	入札保証金の額(円)
1	白河市蛇石77番5	623,295
2	白河市大手町4番3	629,350
3	白河市金勝寺東172番21	217,850

- (3) 入札参加者は、白河市が発行する納入通知書により、令和6年9月13日(金)までに、指定金融機関において入札保証金を納入し領収書の写しを入札関係書類の郵送時に同封する。
- (4) 入札保証金を還付する場合は、利息はつきません。
- (5) 落札者以外の入札参加者については、「入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」提出後15日以内に返還いたします。
- (6) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。

## 5 入札方法及び落札者の決定方法

### (1) 入札の方法

- ①郵便入札（※郵便により入札を執り行います。「白河市郵便入札実施要領」合わせてご確認ください。）
- ②入札参加者は「**入札書**」、「**一般競争入札参加資格確認通知書の写し**」、「**入札保証金の領収書の写し**」を同封のうえ下記期限内に提出して下さい。
- ③郵便入札の受付期間  
令和6年9月13日(金) から令和6年9月27日(金) まで ※必着
- ④入札関係書類の提出先  
「〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1  
白河市役所 総務部 財政課 管財係 宛」
- ⑤入札回数は、原則として1回とします。
- ⑥開札は、入札締め切り後行います。
- ⑦郵便入札のため、代理人での提出はできませんので、委任状は不要です。

### (2) 開札日時及び場所等

- ①開札日時：令和6年9月30日(月) 午前9時30分から
- ②開札場所：白河市役所 本庁舎 3階 財政課
- ③開札の結果、市の最低入札価格以上で最高額の入札者を落札者とします。
- ④落札者となる同額の入札者が複数いた場合は、後日くじで落札者を決定します。

## 6 契約の締結

- (1) 落札者は、落札日から15日以内に売買契約を締結していただきます。
- (2) 落札者が入札の日から15日以内に契約締結しないときは、落札は無効となり入札保証金は、市に帰属します。

## 7 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、入札保証金の額と同額とし契約締結までに契約保証金へ充当いたします。
- (2) 契約保証金は売買代金の一部に充当します。なお、契約保証金に利息はつきません。

## 8 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金は、市が発行する納入通知書により売買契約締結の日から20日以内に契約保証金を除いた全額を納付していただきます。

- (2) 契約者が納期までに売買代金を納入しない場合において、市が納付不能と認めたときは契約を解除するものとし契約保証金は市に帰属します。

## 9 所有権の移転等

- (1) 所有権移転登記は、売買代金全額の支払いがあったあと、買受人が行なうものとします。
- (2) この登記に要する諸費用は、買受人の負担となります。

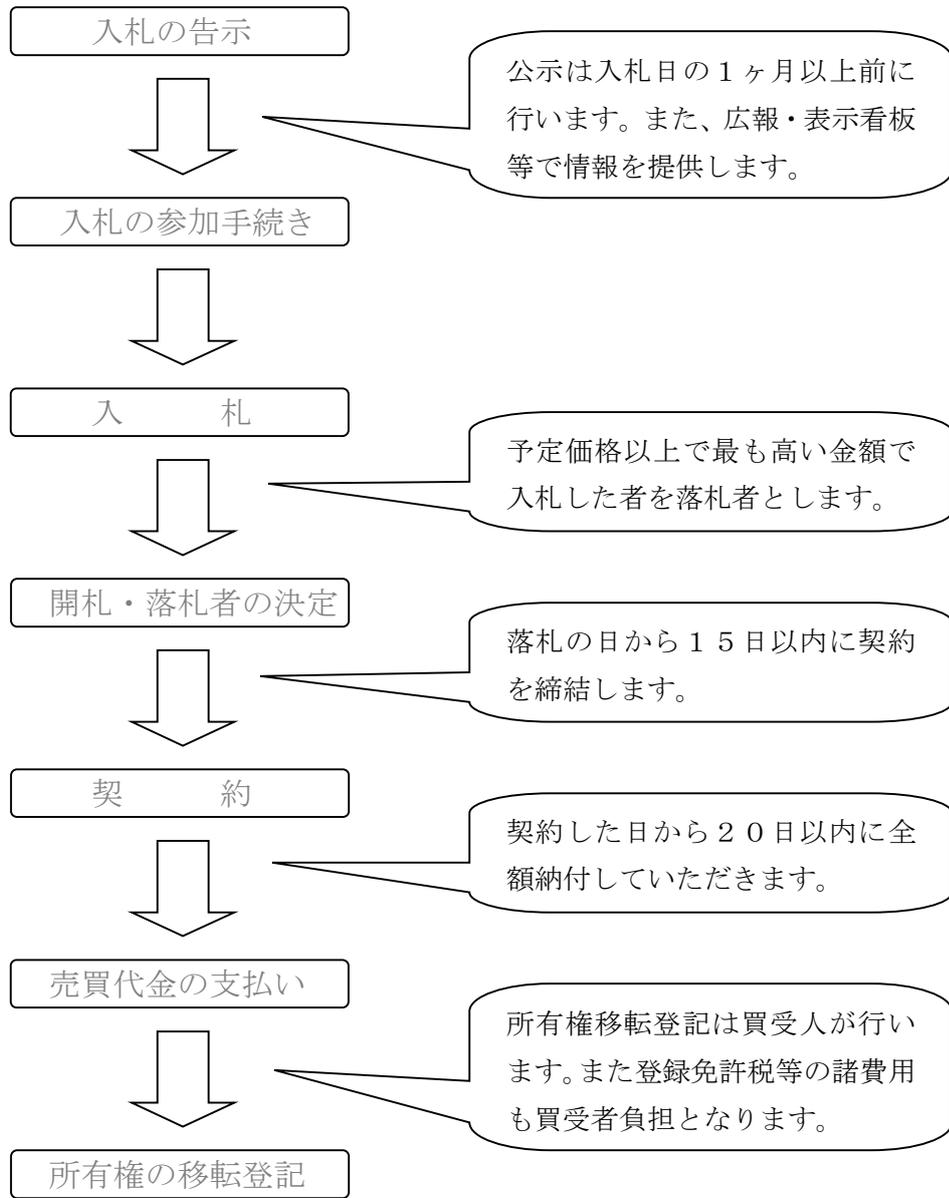
## 10 契約に付する条件

- (1) 契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業や同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これらに類する業の用に供することはできない。
- (2) 本物件は、現況有姿による引渡しとする。
- (3) 市は、本件土地の境界測量及び境界杭の明示は行なわない。

## 11 その他

入札の結果、入札者がいない物件及び落札者がいない物件については、買受希望者を対象として先着順での随意契約による売却を行います。

## 1.2 一般競争入札のフローチャート



# 参 考

## 市有財産一般競争入札参加申込書

令和    年    月    日

白河市長

申 込 人	住 所 (所在地)		印鑑は実印を押してください。
	電 話	(       )	
	職 業		
	氏 名 (法人名)	Ⓜ	
共 有 者	住 所 (所在地)		共有者がいる場合は記入してください。
	電 話	(       )	
	職 業		
	氏 名 (法人名)	Ⓜ	

下記市有財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

売払番号	物 件 の 所 在 地	面 積 (㎡)
	白 河 市	

(注) 申込人が共有者である場合は、委任状を添付してください。

入札参加申込書の印鑑と同一のものを使用。

## 委 任 状

共有者	住 所 (所在地)	
	電 話	( )
	職 業	
	氏 名 (法人名)	④

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

令和6年8月1日市有財産売払公告にかかる市有財産の一般競争入札に参加申込みをする際の一切の権限。

令和 年 月 日

委任者	住 所 (所在地)	
	電 話	( )
	職 業	
	氏 名 (法人名)	④

(注) 委任者(申込者)の印鑑証明書を必ず添付してください。

参 考

入札参加申込書の印鑑と同一のものを使用。

入 札 書

令和 年 月 日

白河市長

入 札 者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (法人名)	①

売払番号	物件の所在地	数量 (㎡)
	白河市	

金額		億		百万			千			円

市有財産売払公告書及び入札心得を承知のうえ、上記のとおり入札します。



(注1) インク又はボールペンにより記入してください。

(注2) 郵便入札のため、代理人での提出はできませんので、委任状は不要です。

(注3) 金額の記載例

金額		億		百万			千			円
		¥	8	0	0	0	0	0	0	0

(初めに数字の頭に¥印を付してください。)

## 誓 約 書

私は、このたび白河市の市有財産一般競争入札（「以下入札」）に参加するため、申込書を提出しましたが、入札に参加することが決定した場合は、白河市における入札の規定を厳守し、公正な入札をします。

また、私は、下記事項に該当していません。

もし、下記事項に該当した場合は、白河市の入札参加資格の取消又は停止を受けても何等異存ありません。

以上誓約します。

令和 年 月 日

白河市長 宛

入札参加申込書の印鑑と同一  
のものを使用。

住 所  
氏 名  
(法人名)

⑩

### 記

#### 1. 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者
- (4) 正当な理由がなくて契約を締結せず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後 2 年を経過しないもの
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (6) 白河市が定める不動産一般競争入札心得の内容を承諾せず、又は順守できない者
- (7) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

#### 2. 契約に付する条件

- (1) 契約締結の日から 5 年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業や同条第 5 項に規定する性風俗関連営業その他これらに類する業の用に供することはできない。
- (2) 本物件は、現況有姿による引渡しとする。
- (3) 市は、本件土地の境界測量及び境界杭の明示は行なわない。

## 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

年 月 日

白河市長

入札保証金の返還事由が生じた場合、下記入札物件に係る入札保証金の返還を請求します。  
 返還する際は、下記の口座へ返還してください。  
 なお、返還につき、入札終了後に2週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。

記

売払番号		入札保証金	円			
物件の所在地						
入札保証金の返還請求者	フリガナ					
	住所(所在地)	〒				
	フリガナ					
	氏名(名称)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"></div> <small>(印鑑証明印)</small>				
	電話番号					
振込先 金融機関	銀行	支店  支所	預金種目	普通・当座	口座番号	
	信用金庫		口座名義人			
	信用組合		フリガナ			
	農協  労働金庫		氏名(名称)			

※複数の物件について返還請求をされる場合、物件毎にこの入札保証金返還請求書が必要になります。

## 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書

年 月 日

白河市長

契約保証金充当依頼書			
売払番号	物件の住所	落札金額	納付済入札保証金
		円	円
記			
<p>入札物件のうち、落札した上記物件について、公有財産及び物品売却の参加申込の際に納付した入札保証金を、全額契約保証金に充当願います。</p>			
<p>申込者 住所(所在地)</p> <p>氏名(名称)</p>			
<p>⑩ (印鑑証明印)</p>			
売払代金充当依頼書			
売払番号	物件の住所	売払代金 (落札金額)	充当する契約保証金
		円	円
記			
<p>入札物件のうち、落札した上記物件に係る契約保証金全額を売払代金の一部として充当願います。</p> <p>なお、売払代金残額については、契約締結後20日以内に納付します。</p>			
<p>申込者 住所(所在地)</p> <p>氏名(名称)</p>			
<p>⑩ (印鑑証明印)</p>			

## 白河市不動産一般競争入札心得

### (目的)

第1条 白河市が売払う土地又は建物の売買契約に係る一般競争入札（以下「競争」という。）による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるところによるものとするほか、この心得に定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は、公告事項、契約の方法及び現場の諸条件を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の到達期限までに、郵便をもって入札書を提出しなければならない。

3 郵便入札のため、入札参加者本人が入札しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の共有者（以下「共有者」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の共有者になることはできない。

5 次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者

(2) 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者

(4) 正当な理由がなくて契約を締結せず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後2年を経過しないもの

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員

(6) 白河市が定める不動産一般競争入札心得の内容を承諾せず、又は順守できない者

(7) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

6 入札参加者は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書き換え、引き換え又は撤回することができない。

### (入札の取り止め)

第3条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

### (無効の入札)

第4条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加の資格のない者のした入札
- (2) 同一事項の入札について他人の共有者を兼ねさせた者
- (3) 記名・押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することのできない入札又は後発の入札
- (7) 明らかに談合と認められる入札、その他入札に関する条件又は市において特に指定した事項に違反した入札

(落札者の決定)

第5条 入札を行った者のうち、予定価格以上で最高価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価の入札した者が2人以上あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のなかでくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせる。

(再度入札等)

第6条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格に達した入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。

2 再度入札の回数原則として2回を限度とする。なお、この限度内において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約ができるときを除き、再度公告し、改めて入札を行う。

3 予定価格を事前公表して入札を行う場合には、再度入札は行わないものとする。

(契約書等の提出)

第7条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約権者が指示する契約書に住所、氏名その他必要事項を記載し、これに記名、押印し関係書類を添えて速やかに契約権者に提出しなければならない。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(異議の申し立て)

第8条 入札した者は、入札後第2条第1項に規定する事項及びこの心得についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(補則)

第9条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者はその疑義について入札前において質問することができる。

# 物 件 調 書

# 物 件 調 書

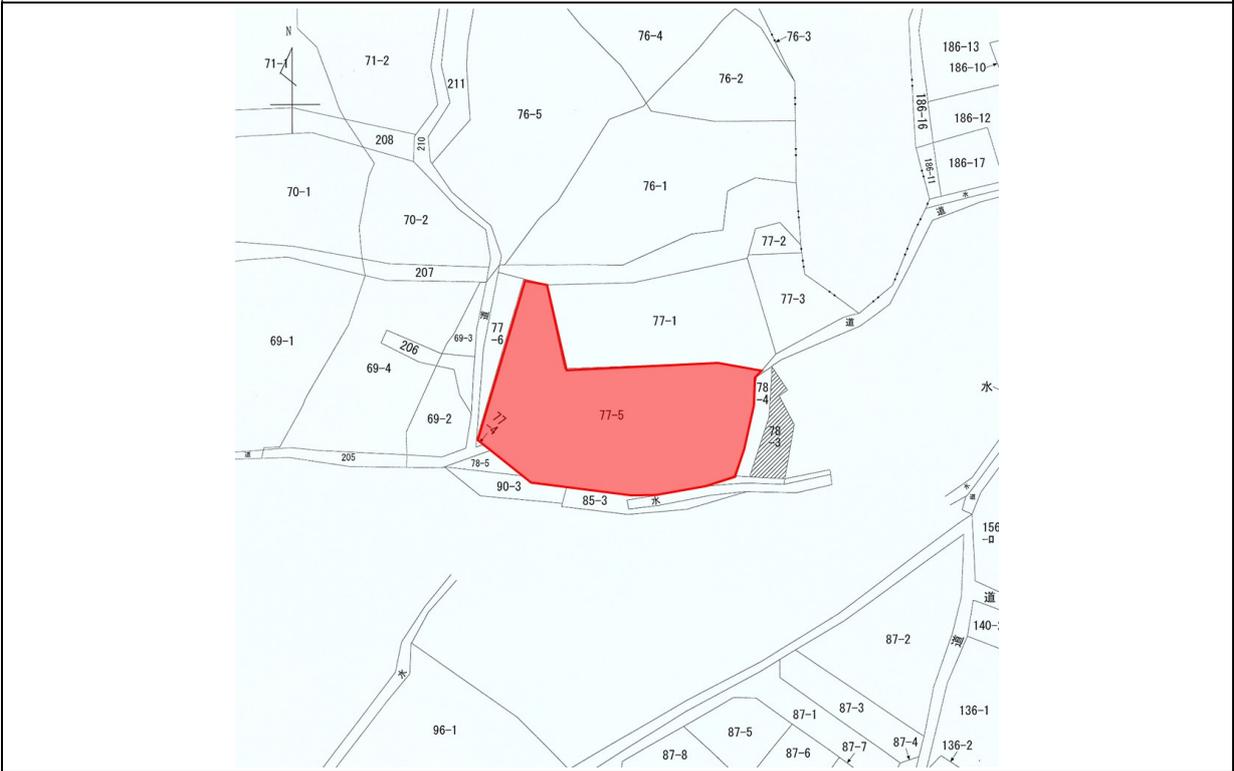
売払番号	1				
所在地	白河市蛇石 77 番 5				
住居表示	同上				
面積等	1382.29 m <sup>2</sup>	地 目	宅 地	形 状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造	東側から南側で幅員 4 m以上の舗装市道に接面している				
法令等に基づく制限	都市計画法	用途地域	第一種住居地域		
	建築基準法	建ぺい率	60%	容積率	200%
供給処理施設の状況	供給設備	事業所名			
	電 気	可	東北電力(株)白河営業所	23-3131	
	上 水 道	可	白河市水道課	27-3221	
	下 水 道	有	白河市下水道課	22-0910	
交通機関	鉄 道	東北本線白河駅 物件の北西 約 2.0km			
	バ ス	白河市循環バス 栄町停留所			
公共施設	役 所	白河市役所	物件の北西 約 1.8km		
	小 学 校	白河市立白河第三小学校	物件の北東 約 0.7km		
	中 学 校	白河市立白河中央中学校	物件の北東 約 1.6km		
参 考 事 項	<p>(1) 契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業や同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これらに類する業の用に供することはできません。</p> <p>(2) 本物件は、現況有姿による引渡しとなります。</p> <p>(3) 市は、本件土地の境界測量及び境界杭の明示は行ないません。</p> <p>(4) 立木3本、電柱2本があります。</p> <p>(5) 上水道は本管から取り出す必要があり、下水道は公共柵の設置が1箇所あります。</p> <p>(6) 給水管(通水不明)が埋設されている可能性があります。</p>				

売払番号	1
------	---

案 内 図



明 細 図

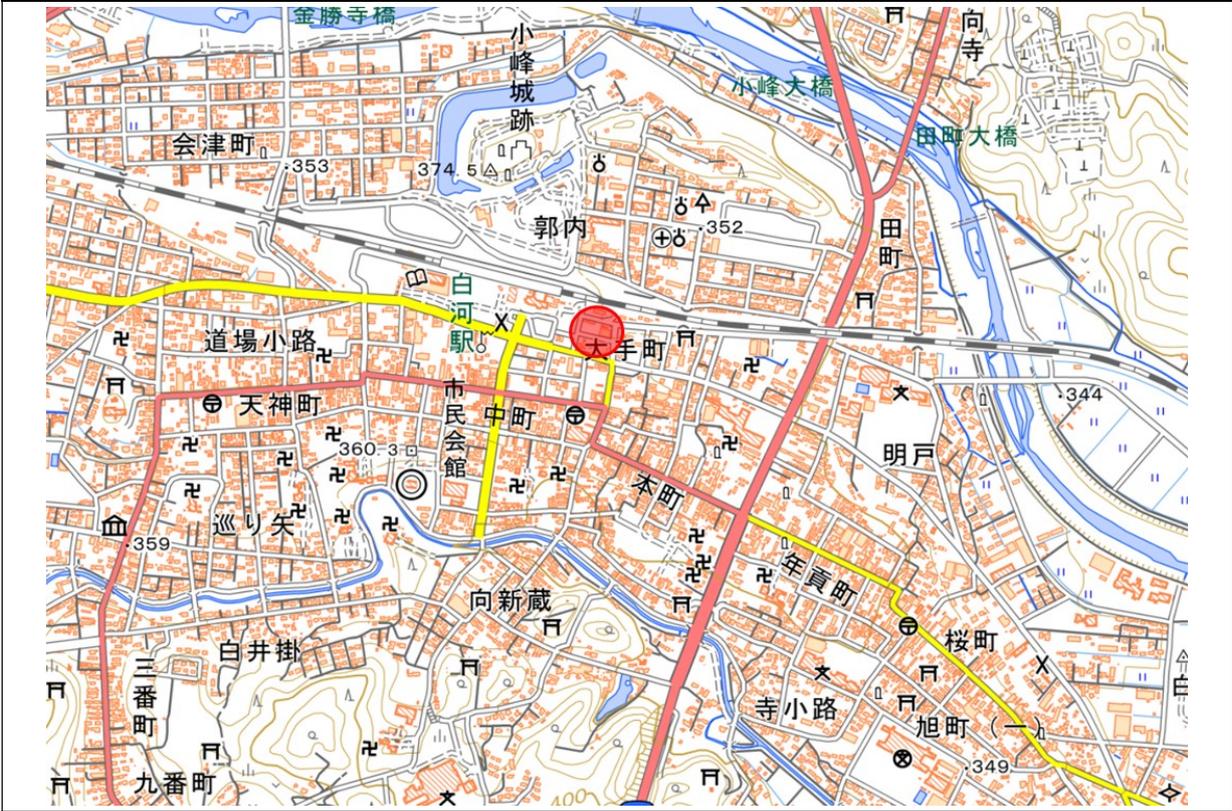


## 物 件 調 書

売払番号	2				
所在地	白河市大手町4番3				
住居表示	同上				
面積等	320.41 m <sup>2</sup>	地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造	北側及び南側で幅員約6mの舗装市道に接面している				
法令等に基づく制限	都市計画法	用途地域	商業地域		
	建築基準法	建ぺい率	80%	容積率	400%
供給処理施設の状況	供給設備	事業所名			
	電気	可	東北電力(株)白河営業所 23-3131		
	上水道	有	白河市水道課 27-3221		
	下水道	有	白河市下水道課 22-0910		
交通機関	鉄道	東北本線白河駅 物件の西 約0.2km			
	バス	白河市循環バス、福島交通、JRバス 白河駅前停留所			
公共施設	役所	白河市役所			物件の南西 約0.6km
	小学校	白河市立白河第一小学校			物件の南 約1.5km
	中学校	白河市立白河中央中学校			物件の南東 約0.7km
参 考 事 項	<p>(1) 契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業や同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これらに類する業の用に供することはできません。</p> <p>(2) 本物件は、現況有姿による引渡しとなります。</p> <p>(3) 市は、本件土地の境界測量及び境界杭の明示は行いません。</p> <p>(4) 上水道は給水管φ13mmの引込が2箇所ありますが、隣接地の給水管より分岐しているため使用する際はその所有者からの承諾が必要です。</p> <p>(5) 下水道は公共枿の設置が2箇所あります。</p>				

売払番号	2
------	---

案 内 図



明 細 図



## 物 件 調 書

売払番号	3				
所在地	白河市金勝寺東 172 番 21				
住居表示	同上				
面積等	229.35 m <sup>2</sup>	地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び構造	東側で幅員約 5 m の砂利敷き既存道路に接面している				
法令等に基づく制限	都市計画法	用途地域	無指定地域		
	建築基準法	建ぺい率	60%	容積率	200%
供給処理施設の状況	供給設備	事業所名			
	電気	可	東北電力(株)白河営業所 23-3131		
	上水道	有	白河市水道課 27-3221		
	下水道	可	白河市下水道課 22-0910		
交通機関	鉄道	東北本線白河駅 物件の南東 約 1.3km			
	バス	白河市循環バス 金勝寺停留所			
公共施設	役所	白河市役所			物件の南東 約 1.4km
	小学校	白河市立白河第一小学校			物件の南東 約 2.4km
	中学校	白河市立白河中央中学校			物件の南東 約 2.1m
参考事項	<p>(1) 契約締結の日から 5 年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業や同条第 5 項に規定する性風俗関連営業その他これらに類する業の用に供することはできません。</p> <p>(2) 本物件は、現況有姿による引渡しとなります。</p> <p>(3) 市は、本件土地の境界測量及び境界杭の明示は行いません。</p> <p>(4) 上水道は給水管（口径不明）の引込が 1 箇所あります。</p> <p>(5) 下水道は敷地内に公共枿の設置はありません。</p>				

売払番号	3
------	---

案 内 図



明 細 図

